

居宅介護等 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく居宅介護を提供します。当サービスの利用は、原則として自立支援給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	2
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. サービスの利用に関する留意事項	5
8. サービス実施の記録について	6
9. 損害賠償保険への加入	6
10. 苦情の受付について	6

社会福祉法人 王慈福祉会
王慈園ホームヘルプステーション
当事業所は岡山県の指定を受けています。
(岡山県指定 第 3310200187 号)

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 王慈福祉会
所在地	岡山県倉敷市児島下の町3丁目8番64号
電話・FAX番号	TEL 086-476-9212 FAX 086-473-9090
代表者氏名	理事長 胡谷 俊樹
設立年月日	平成6年6月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護事業所・平成 18 年 10 月 1 日指定岡山県 3310200187 号 対象者区分(身体障害者、知的障害者、障害児)
事業の目的	利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、自立と社会経済活動参加を目的として必要な援助を行う
事業所の名称	王慈園ホームヘルパーステーション
事業所の所在地	岡山県倉敷市児島下の町3丁目8番64号
電話・FAX番号	TEL 086-476-9212 FAX 086-473-9090
管理者氏名	(職名)管理者 高橋鈴恵 (専任)
事業所の運営方針について	「こころゆたかに、すこやかに。」 生まれてきたからには、誰もが幸せに満ちた人生を生きて欲しい。力強く重ねてきたその年輪を、大きな尊厳と誇りで満たして欲しい。一日の終わりに、また明日が待ち遠しくなるような気持ちになって欲しい。そのための支援をしていきます。
開設年月日	平成8年4月1日
事業所が行なっている他の業務	指定訪問介護 平成 12 年 4 月 1 日指定岡山県 3370200952 号 指定介護予防訪問介護 平成 18 年 4 月 1 日指定岡山県 3370200952 号

3. 事業実施地域

倉敷市(児島支所管内)

4. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日(ただし、12/30～1/3を除く。) ※営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合がある。
受付時間	9:00～17:00
サービス提供時間	8:30～17:00 ※ 時間外の相談に応じます。

5. 職員の体制等

本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

常勤・非常勤(介護福祉士、ホームヘルパー1・2級他)

(1) 管理者 : 1名(常勤, 兼務)

①本事業を行う職員の管理、調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

②職員に運営基準を遵守させ、本事業の運営に必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者： _____名(常勤, 兼務)

サービス提供責任者は、専ら事業所に対する訪問介護の利用の申込に係る調整、介護員などに対する技術指導、利用者サービス計画の作成を行い、自らも介護サービスの提供にあたる。

(3) 訪問介護員等： _____名(常勤・非常勤)

訪問介護員等は、訪問介護計画書に従って指定訪問介護の提供に当たる。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1)「居宅介護計画」とサービス内容(契約書第3条・第4条参照)

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画」は、市町村が決定した「支給量」と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

〈サービス区分及びサービス内容〉

① 身体介護(ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。)

○入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭(体を拭く)や洗髪などを行います。

○排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。

○食事介助…食事の介助を行います。

○衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。

○通院介助…通院の介助を行います。

○その他必要な身体介護を行いません。

※ 医療行為はいたしません。

② 家事援助(ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。)

○調理…利用者の食事の用意を行います。

○洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。

○掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。

○買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をします。

○その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。

※ 預貯金の引き出しや預け入れ、お預かりは行いません。

※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③ 外出介護<ガイドヘルプサービス>(通院や外出の介助を行います。)

(視覚障害がある方及び脳性まひなどの全身性障害がある方など屋外での移動に著しい制限のある方を対象としたサービスです。)

官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。

※ 1日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出の介助はいたしません。

④ 日常生活支援(身体介護や家事援助、見守りなど生活全般を支援します。)

(脳性まひなどの全身性障害がある方など日常生活全般に常時の支援を要する方を対象としたサービスです。身体介護、家事援助、見守り等を行います。具体的な内容は、身体介護、家事援助と同様です。)

- ⑤ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

(2)利用者負担額(契約書第5条参照)

上記サービスの利用に対しては、食費を除き、通常9割が自立支援給付費の給付対象となります。事業者が自立支援給付費を代理受領する場合には、**利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割を事業者にお支払いいただきます。**

このほか、初回加算200円／月、緊急時対応加算100円／回(月2回まで)が適用される場合があります。なお、個別減免等負担が軽減される措置が適用される場合には、減免後の金額となります。

<2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合>

○1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

<利用者負担額の上限等について>

- 自立支援給付費対象のサービス(ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ)利用者負担額は上限が定められています。
- 利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。
- 当事業所において利用者負担の上限管理を担当し、具体的に上限を超える際の調整を行った場合には、別途上限管理にかかる費用(月額 150 円)をお支払いいただきます。

<償還払い>

- 事業者が自立支援給付費額の代理受領を行わない場合は、自立支援給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。(「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると自立支援給付費が支給されます。)

(3)サービス利用にかかる実費負担額(契約書第5条参照)

サービス提供に要する下記の費用は、自立支援給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ① 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費(超える1Kmにつき20円)をいただきます。(サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。)
- ②「外出介護」や「通院介助」においてホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合、その実費をいただきます。(サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。)

(4)利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(2)、及び(3)の①の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月15日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み
中国銀行 児島支店 普通預金 1842992
社会福祉法人 王慈福祉会 理事長 胡谷 俊樹
ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関:中国銀行、ゆうちょ銀行

(5) 利用の中止、変更、追加(契約書第6条参照)

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後3時までに事業者に出してください。
- ② 利用予定日の前日午後3時までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合は取消料はいただきません。

利用予定日の前日午後3時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日午後3時以降申し出がなかった場合	利用者負担相当額

- ③ 市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、ホームヘルパーの稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額(交通費等)の変更

実費負担額(交通費等)を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) ホームヘルパーについて

- サービス提供時に、担当のホームヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数のホームヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のホームヘルパーや訪問するホームヘルパーが交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- 利用者から特定のホームヘルパーを指名することはできませんが、ホームヘルパーについてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(2) サービス提供について

- サービスは、「居宅介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。(ホームヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。)

(3) サービス内容の変更

- 訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、サービス内容を変更します。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 受給者証の確認(契約書第3条参照)

「住所」及び「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかにホームヘルパーにお知らせください。また、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) ホームヘルパーの禁止行為

ホームヘルパーは、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為 |
|--|

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担（1枚10円）となります。

9. 損害賠償保険への加入（契約書第9条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおい損害保険株式会社

保険名 社会福祉施設総合保険

補償の概要 対人・物、管理財物、人格権侵害、経済的損害、事故対応費用、対人見舞費用

10. 苦情等の受付について（契約書第14条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 相談・苦情受付窓口（担当者） [職名] 管理者 高橋鈴恵

○ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00（ただし、12/30～1/3を除く）

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

< 第三者委員 >

名 前	連絡先
藤島浩二	086-473-2246

(3)行政機関その他苦情受付機関

倉敷市障害福祉課	所在地 電話番号 FAX 受付時間	倉敷市西中新田640 086-426-3305 086-421-4411 月～金 8:30～17:15(祝日除く)
岡山県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 電話番号 FAX 受付時間	岡山市南方2-13-1 086-226-9400 086-226-9400 月～金 8:30～17:15(祝日除く)

年 月 日

居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(事業者) 所在地 岡山県倉敷市児島下の町3-8-64
事業者名 社会福祉法人 王慈福祉会
代表者名 理事長 胡谷 俊樹

(説明者) 王慈園ホームヘルパーステーション

私(代理人)は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護サービスの提供開始に同意しました。また、契約書第8条の個人情報の提供については同意します。

(利用者) 住所

氏名

(代筆者) 住所

氏名

続柄 ()

(代理人) 住所

氏名

続柄 ()